## 行政処分の上申手続について(例規)

最終改正 平成28. 6.21 例規生企第32号 京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

風俗営業者、飲食店営業者、浴場業営業者、旅館業営業者、興行場営業者、性風俗関連特殊営業者、特定遊興飲食店営業者、接客業務受託営業者、古物営業者及び質屋営業者に対する行政処分の上申手続については、下記のように定め、昭和60年4月25日から実施することとしたから、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、行政処分の上申等の手続きについて(昭和37. 1.12:7京保第27号、7京防第13号) の例規通達は、廃止する。

記

- 1 風俗営業者、飲食店営業者、浴場業営業者、旅館業営業者、興行場営業者、性風俗関連特殊 営業者、特定遊興飲食店営業者及び接客業務受託営業者に対し行政処分の必要があると認めた ときは別記様式第1、行政処分のうち指示を行う必要があると認めたときは別記様式第2によ つて上申すること。
- 2 古物営業者及び質屋営業者に対し行政処分の必要があると認めたときは別記様式第3、行政 処分のうち古物営業者に対し指示を行う必要があると認めたときは別記様式第4によつて上申 すること。
- 3 前各号の行政処分上申書には、被疑者、営業者及び参考人の供述調書、供述書、始末書その 他の証拠資料を、それぞれ1部添付して上申すること。

なお、署には供述調書その他行政処分に関する証拠資料の写しは、保存を要しないものとする。ただし、後日関係書類閲覧等の必要が生じるおそれのあるときは、上申書に「処分後返送」と記入しておくこと。

京都府警察本部長 殿 (生活安全企画課長)

年 月 末日廃棄 第 号 
 年
 月
 日

 京都府
 警察署長

指示上申書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく指示を 下記のとおり上申します。

					Ī	記							
営住氏生	業者の本籍 所名 年月日										年	月	日生
営事	業 所 又 は 務所の所在地												
되	1/2 2/4 <del>1/4</del>	種	別					名	称				
風	俗 営 業	許	可	:	年	月	日			第		=	号
飲	食店営業	細	目					名	称				
W X /1 1 /		許	可	:	年	月	日			第		-	号
Lat	店 舗 型	種	別					名	称				
性		届	出		年	月	日			第		-	号
風	無 店 舗 型	種	別					名(四	乎) 称				
俗	<del>位</del>		出		年	月	日			第		=	号
関	映像送信型	種	別					名(四	乎) 称				
連		届	出	:	年	月	日			第		-	号
特	店舗型電話	名	称										
殊	異性紹介営業	届	出		年	月	日			第		=	<del></del>
営	無店舗型電話	名(	呼)称										
業	異性紹介営業	届	出		年	月	日			第		=	<del></del> 号
41	Livitise At. A. Harvis	名	称										
特定遊興飲食店営業		許	可	:	年	月	日			第		-	———— 号
接		種	別					名	称				
指示	 *を必要とする事案(	の具体	<u></u> 体的な	 内容						ı			
	. , , 1												

適用法条	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第 条 第 項 第 号	
違反の端緒	□現認 □苦情・困り事相談 □他事件により発覚	
証 拠 資 料	□その他( □有(別添のとおり) □無	)
行政処分の有無		
参 考 事 項 (指示上申上の 意見等)		

年 月 末日廃棄 京都府警察本部長 殿 第 号 (生活安全企画課長) 年 月 日 京都府 警察署長 風俗営業者等に対する行政処分上申書 営業者の本籍 住 所 氏 名 年 月 生 年 月 日 日生 営業所又は 事務所の所在地 種別 名 称 風 俗 営 業 号 口 許 年 月 日 第 細 目 名 称 飲食店営業 年 月 号 許 可 日 第 種 別 名 称 型 舗 性 묽 年 月 第 届 出 日 風 別 名(呼)称 種 無 店 舗 型 俗 出 年 月 号 届 日 第 関 種 別 名(呼)称 映像送信型 連 出 年 月 号 届 日 第 特 店舗型電話 名 称 殊 異性紹介営業 届出 年 月 第 号 日 営 無店舗型電話 名(呼)称 業 年 月 뭉 異性紹介営業 届出 日 第 名 称 特定遊興飲食店営業 許 可 年 月 号 日 第 接客業務受託営業 種 別 名 称 前科その他 犯 歴 行政処分の有無

処分	分を	必要	とす	る事案の具体的な内容
\- <del>-</del>		N.L.	<b>67</b>	
適	用	法	枀	
<b>≑</b> -r'	пП	<i>Y⁄</i> ₹	101	
証	明	資	料	
司と	法の	処 関	分区	
	V	因	T/K	
参	考	車	項	
	7	7		
唐	状	刄	てド	
情処意	分	上	$\mathcal{O}$	
意			見	
1				

								年月	末日	1廃	棄
京	都府警察	本部長 属	n. Z					第			号
	(生活安全	企画課長)						年	月		日
							京都	府	警察	落署:	長
			質屋								
			古物	営業者	の行政ダ	<b>心分上申</b>	書				
		本籍									
	個人	住所									
営	法人	氏名						Æ	F.	 月	日生
									<u> </u>	月	口生
業		名称									
者		所 在 地									
		代表者の									
		住所									
		氏 名						左	F.	月	日生
処分	た係る	名 称									
営	業所	所 在 地									
質	屋	許可年月日		•	•		許可番号	第			号
古	物商	許可年月日		•	•		許可番号	第			号
古物	市場主	許可年月日		•	•		許可番号	第			号
前	科その	他犯歷									
行	政 処 分	の有無									
			処分を必	必要とする	事案の	具体的な	· 内容				

適 用 法 条	
司法処分との	
関係	
参考事項	
行政処分の有無	
情状及び処分上の 意 見	

								年	 月末	 日廃棄	
京者	『府警察本部	長 殿					第	号	I		
(生	<b>E活安全企画</b>	課長)						年	月	日	
								京都府	警	察署長	
			指	示	上	申	書				
		本籍									
営	個人	住 所									
		氏 名						年	月	日生	
業		名 称									
		所在地									
者	法人	代表者の									
		住 所									
		氏 名						年	月	日生	
古	物商	許可年月日		•		•		許可番号	第	Ĵ	号
古	物市場主	許可年月日		•		•		許可番号	第	£	号
処分	分に係る										
営	業所	名称									
(†	5 場)	所 在 地									
		<u>」</u> 指	_ 示を』	 公要と1	する事績	その具体	本的内	 容			

	□ 現認 □ 苦情・困りごと相談 □ 他事件より発覚	
違反の端緒	□ その他( )	
証 拠 資 料	□ 有 (別添のとおり) □ 無	
参考事項 指示上申上		
の意見等		